

群馬県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例

平成 19 年 2 月 19 日

条例第 3 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、広域連合長の権限に属する事務を分掌するため、事務局を設置する。

(委任)

第 2 条 この条例に定めるもののほか、事務局に設置する課及びその分掌する事務その他この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。